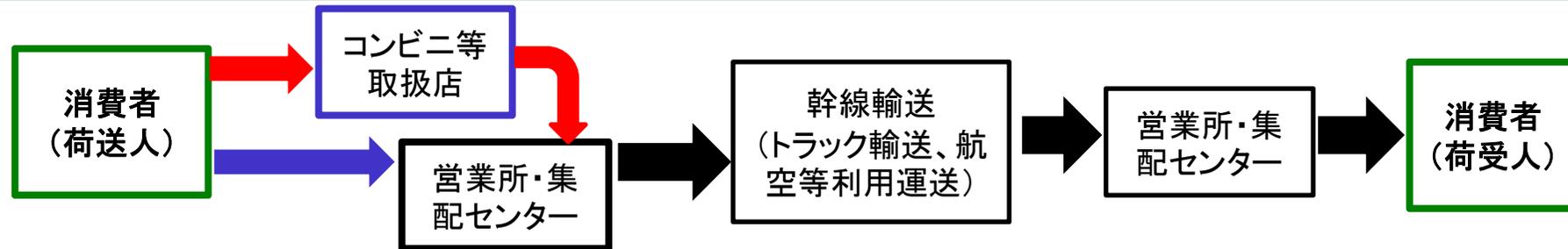


# 宅配便等を悪用した被害金員の送付防止策について

---

国土交通省  
総合政策局物流政策課  
自動車局貨物課  
平成25年4月23日

## 1. 宅配便(メール便を含む。以下同じ。)運送のシステム



## 2. 宅配便運送における現金等の取扱いについて

### ○標準宅配便運送約款(平成2年運輸省告示第576号)(抜粋)

第4条 当店は、送り状に記載された物品の品名又は運送上の特段の注意事項に疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立ち会いの上で、これを点検することができます。

第6条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引き受けを拒絶することがあります。

- 一 (略)
- 二 荷送人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第4条第1項の規定による点検の同意を与えないとき。
- 三～六 ア (略)
- イ その他当店が特に定めて表示したもの。(※)
- 七 (略)

### ○(※)宅急便約款(ヤマト運輸(株))(平成22年1月5日付け関自貨第1472号認可)(抜粋)

第6条 当店は、次の場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

- 一～六 ア (略)
- イ ① 荷物の性質により拒絶するもの
  - ・現金及び小切手、手形、株券その他の有価証券類
- ② 荷物の価格により拒絶するもの
  - ・荷物一梱包の価格が三十万円を超えるもの
- 七 (略)

○クロネコメール便約款(ヤマト運輸(株))(平成24年6月4日付け関自貨第260号認可)・・・宅急便約款と同様。

## 3. 宅配便事業者において、特殊詐欺事案に関して、現在、講じている対策について

### (1) 消費者に対する周知等について

- ① 自社ホームページへの特殊詐欺事案への注意喚起の掲載。
- ② 自社ホームページ及び宅配便の送り状への「現金送金はできない」旨の掲載・表記の実施。
- ③ 警察等関係機関と連携した消費者に対する広報啓発等の実施。

### (2) 宅配便事業者等の取り組み

- ① 大手宅配便事業者間における特殊詐欺事案等の情報共有の実施。
- ② 従業員等への特殊詐欺事案に関する情報の周知や荷物の引受時の荷物の確認に関する指導等の実施。
- ③ 警察等関係機関との連携・情報共有等の実施（犯人側への送付先等特殊詐欺事案に関する情報等）。

## 4. 宅配便運送における特殊詐欺事案への対応の具体例について

- (1) 荷送人側が荷物の発送後、身内に確認するなどにより、被害に気づき、発送中止の連絡を受けたことにより、未然に事案の発生を防止することができた。
- (2) 集荷依頼の際に、不審に思った従業員の判断により、荷送人や警察に対して連絡がなされ、発送中止の連絡を受けたことにより、未然に事案の発生を防止することができた。
- (3) 複数の荷物が同一のあて先とされている場合、当該あて先の荷物について、荷送人に対して同意を得たうえで、荷物の確認を行い、現金等が内包されている場合に配達を中止し、未然に事案の発生を防止することができた。

## 5. 宅配便運送における特殊詐欺事案に関する問題点等について

- (1) 被害者は、犯人側の指示により、荷物に「現金等」が内包されているとは認めず、不審な事案であっても、荷物の点検に同意しないことがある。
- (2) 荷受けがコンビニエンスストア等で行われることが多く、対応に限界がある。

## 6. 宅配便運送において、特殊詐欺事案に関し、今後さらに必要とされる対策について

- (1) コンビニエンスストア等の宅配便等の引受窓口への特殊詐欺事案に関する注意喚起等のポスターやチラシの配布。
- (2) 警察等関係機関から宅配便事業者に対する特殊詐欺事案に関する情報提供等の実施。
- (3) 集荷依頼の電話対応時や荷受け時における状況に応じた声かけの実施。

## (参考) 宅配便等取扱個数の推移について

(単位: 万個(冊)、%)

	19年度	20年度		21年度		22年度		23年度		
	取扱個数	取扱個数	対前年度比	取扱個数	対前年度比	取扱個数	対前年度比	取扱個数	対前年度比	構成比
宅配便合計	323,246	321,166	99.4	313,694	97.7	321,983	102.6	340,096	105.6	100.0
トラック	319,795	317,749	99.4	310,776	97.8	319,329	102.8	(※1) 336,300	105.3	98.9
航空等利用運送	3,451	3,417	99.0	2,918	85.4	2,654	91.0	3,796	143.0	1.1
メール便	483,426	500,906	103.6	513,278	102.5	524,264	102.1	(※2) 533,892	101.8	—

(※1)(※2) 宅配便のうちトラックによる取扱個数及びメール便の取扱個数においては、いずれも、ヤマト運輸(株)、佐川急便(株)、郵便事業(株)の上位3社で、9割を超えるシェアを占めています。

※ **宅配便とは**、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、**重量30kg以下の1口1個の貨物を特別な名称を付して運送するもの**をいいます。

※ **メール便とは**、**書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービス**であって、**一口一冊の貨物を特別な名称を付して運送するもの**をいいます。